

## 第 56 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会（全体会）

# 開催記録

### 1 開催概要

- 日 時：令和7年6月4日（水）10：00 ～ 12：00
- 場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川 ホール5A
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授）</li> <li>・ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー）</li> <li>・ 古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&amp;Dセンター テクニカルオフィサー）</li> </ul>
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化庁文化財第二課 史跡部門</li> <li>・ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課</li> <li>・ 港区街づくり支援部</li> <li>・ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課</li> <li>・ 東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課</li> <li>・ 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課</li> <li>・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部</li> <li>・ JR 東日本コンサルタンツ株式会社</li> <li>・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門</li> <li>・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部</li> <li>・ 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター</li> <li>・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部</li> <li>・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部</li> </ul>
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門</li> <li>・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部</li> <li>・ 東日本旅客鉄道株式会社 建設工事部</li> <li>・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部</li> <li>・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他</li> </ul>
サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パシフィックコンサルタンツ株式会社</li> </ul>

■ 当日配付資料

1) 議事録確認

- ・ 次第
- ・ 資料1：第55回委員会（5/7）部会①議事録案
- ・ 資料2：第55回委員会（5/7）部会③議事録案

2) 全体会

- ・ 次第
- ・ 資料1：5・6街区の高輪築堤の文化財的価値及び保護措置について
- ・ 資料2：第54回高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】資料2補足

## 2 議事要旨

---

### 2.1 議事録確認

#### (1) 開会

- 第 56 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。(事務局京急)

#### (2) 議事録確認

##### 1) 第 55 回委員会 (5/7) 部会①の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

##### 2) 第 55 回委員会 (5/7) 部会③の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

### 2.2 全体会

#### (1) 開会

- 第 56 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。次第の順序を変える。次第 (3) から開始し、次に (2) とする。(委員長)

#### (2) (3) 第 54 回高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】資料 2 補足説明

- 資料 2 について説明する。(事務局 JR)

##### <説明概要>

- 第 54 回委員会全体会で示した「計画の見直しを含めた現地保存の検討」について、資料が多く、わかりにくいとの指摘を受けたので、検討したステップについて補足説明を行う。
- 5 街区、5・6 街区間、6 街区、6 街区南部について、確認調査の結果で分かった高輪築堤の想定範囲と各街区の建物や街区間の歩行者デッキ、物流、エネルギーなどのネットワーク機能、上位計画や法規制も踏まえたまちづくりの成立に必要な機能を改めて整理した。
- 5 街区では築堤を避けた開発計画及び築堤を地下で受け替えた場合と築堤を地上で跨いだパターンを検討したが、いずれも現地保存は困難であるという検討結果であった。5・6 街区間では街区間デッキ、地下車路、設備洞道等の構造変更は難しく、6 街区はそもそも敷地面積が狭隘であり、必要な機能が成立しない。6 街区南部については、歩行者デッキの構造計画等を変更することで第 8 橋梁部北横仕切堤を含む範囲で現地保

存が出来るよう計画を見直した。

- 本件は、第54回委員会で述べた通り委員会としてそのまま了解するわけにはいかないということを改めてお伝えする。(委員長)

### (3) (2) 5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について

- 資料1について説明する。(委員長)

<説明概要>

- 4月委員会のJR見解に対する委員の見解は3つの構成からなる。

①文化財的価値及び保護措置についてこれまでの委員見解と一貫性があるということ

②4月のJR見解の問題点を指摘したこと

③その問題点について説明を求めていること

- ①文化財的価値の評価については、対象が2・3街区から1～4街区、5・6街区に拡大したが、内容は一貫している。

•国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」との関係については、今回の5・6街区での確認調査、京急連立事業による記録保存調査の知見が加わり5・6街区の高輪築堤跡が、国史跡と鉄道遺構としての連続性があり一連のものであり、国史跡にふさわしい文化財的価値を有していると評価できるようになったと考えている。

•1～4街区の委員見解にて文化財的価値の判断基準について「希少性」「連続性」「遺存度」「歴史的重層性」という観点を示しており、この判断基準を踏まえて5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡は、1～4街区と同等の文化財的価値を有すると考えられる。

•高輪築堤の構造の多様性については、調査で山側の構造が多様なことが明らかになっている。構造の多様性は国史跡の本質的価値に関わる。

•張り出し遺構については、4街区信号機跡と類似しており、我が国最初期の信号機跡と推定されるきわめて希少性の高い遺構である。

•②保護措置については、2021年4月21日の見解において5・6街区の現地保存を考慮した開発計画を要望しており、これを受けて、1～4街区と同様に計画の見直しを含めた現地保存の検討を出発点とし、まちづくりと文化財のあり方について協議を開始したいと述べている。

•過去に、1～4街区における保護措置を協議していた懇談会で、上位計画の見直しを踏まえたゼロベースでの検討要望に対してJRが検討結果の報告を行っている。

•周知の埋蔵文化財包蔵地の扱いとして、最初に現地保存が出来ないかを検討し、それが無理なら記録保存を行うのが文化財行政における通常の取り扱いである。したがって、保護措置については開発計画をゼロベース、すなわち白紙にして現地保存を検討することを出発点とすることを要望した。

•③確認調査について、表土に近い一列のみ残っていた海側石垣は一度外した石を後から貼り付けたのではないかと、という質問があり確認したが、5・6街区の確認調査及び1～4街区の発掘調査の所見からは当該石垣を取り外して埋立の際に貼り付けたとい

う痕跡は認められなかった。

- 鉄道事業者として先人の成果をリスペクトし、理解を深めたいという思いは同じであるが、専門的な知識が不足しているため本委員会を設置しており、今まで通りご助言を頂く立場に変わりはない。見解は承るが、それを事業者としてどう理解し、対応すべきか、保存の検討や今後まちづくりの中での継承の取り組みなどの検討を進める中で、都度内容について質問させて頂き、相談しながらできることを考えていきたい。当社が4月に出した見解についてもそのような考えに基づいており、超えるものではない。そのような考えから委員からの見解を承りながら進めていく所存であり、今回のご見解に関して文書でお返しはせず、引き続き相談させて頂きながら進めていきたい。周知の埋蔵文化財包蔵地の基本的な取り扱いとして、現地保存を検討して困難であれば記録保存を行うという流れは認識しているが、1～4街区で行ったように、景観形成や復元に取り組みについてもご理解をいただけるとありがたい。我々としては現地保存か否かということだけではなく、価値を理解したうえで、まちづくりと高輪築堤の保存・継承の両立に引き続き取り組んでいきたいと考えている。(JR)

← 本日の文書を承認するというのであれば辻褄が合わないことになるため、第 54 回委員会での JR の見解は撤回するということが良いか。まちづくりを進めていく中で文化財の保存と継承を考えていくことは両立とは言わず、まちづくりが優先されている。文化財保護については、一般的な考え方（文化財保護法の精神）に則って進めていくべきである。(老川委員)

→ 委員から頂いたご意見やご見解に関しては従来からも議事の中で意見を述べてきている。文書については、委員からいただいたご意見を十分に理解し、内容を確認しながら進めていきたいということであり、撤回するものではない。開発が先か築堤が先かという話について、であるが、事業者としてはまちづくりを行うことが前提である。その中で文化財としての価値を理解し、保存・継承していくために専門家の委員から貴重なご意見をいただいている。まちづくりは大切だが、高輪築堤も大切であり、だからこそ保存・継承に取り組んでいる。文化財行政の進め方に異を唱えるわけではない。加えて様々な取り組みを行ってきていることも理解してもらいたいという主旨。まちづくりの中で可能であれば現地保存をし、それ以外は丁寧かつ慎重に記録保存を行い、移築すべきものを検討し、一部復元も検討して現在に至っている。これ以外に景観形成に記録保存した石を活用するなどの工夫も行っている。(JR)

- 確認調査について、一列目の石の下に粘性土を確認したので取り外されたのではないかと質問したが、今回の見解については理解した。(JRC)

← 粘性の強い土で留めていることは認識しているが、それが構築時のものか貼り直したものは、外してみないとわからない。(委員長)

- 文化財的価値について今回の見解で述べたが、基本的にはこれを議論の出発点とすることで、事業者と委員双方の共通認識として良いか。(委員長)

← 繰り返すが、出発点であり今後の検討の中で内容の確認や相談をさせて頂くことを含め、その認識である。(JR)

- 保護措置については、開発計画をゼロベース、つまり白紙としてから現地保存を検討することを議論の出発点としたいということを通識として良いか。(委員長)

← 以前から述べている通りゼロベース、白紙という言葉は誤解を生じさせるおそれがあり、適切な表現とは思わない。ただし真摯に現地保存の可能性を検討すること、また一度決めたまちづくり計画を全く変更しないという姿勢ではないことについてはこれまで通りのスタンスであり、今まで通り議論を進めたい。(JR)

- これを今後の出発点としたい。今回の見解には JR の説明を求めることがあったが、今後 JR の説明は不要としたいが良いか。(委員長)

← 異議なし。(委員一同)

→ 次回は保護措置の出発点を踏まえて保護措置に関する委員見解を出すことにしたい。(委員長)

← 異議なし。(委員一同)

- 有識者検討会議への本委員会資料の使用については、本委員会の議事録及び資料の公開がなされたものについては問題ないとする。議事録の公開を出来るだけ早くお願いしたい。(委員長)

← 有識者検討会議については本委員会の内容に関心が高く、その議論を踏まえた会議にしていくことが望ましいと考える。(JR)

- 資料の公開について、JR 資料は公開できないものがあると思うが、JR の見解について、本文だけではわかりにくいいため、基本的には資料として明示してもらいたい。(委員長)

← 公開・非公開の資料の扱いは、社内で検討して対応する。(JR)

#### (4) その他

- 有識者検討会議を4月30日に開催し、その中で本委員会の資料や議論の共有について意見をいた。正式な会議記録ではないが、議事録と資料を共有する。(事務局 JR)

- 意見としては、5・6街区の方針の結論を出す時期や検討プロセス、価値の両立の考え方、残すべき範囲の評価、任意の委員会で文化財の価値判断が行えるのか等の検討体制についての意見が挙げられた。(事務局 JR)

- 資料2補足資料でまちづくりの成立に必要な主な機能とあるが、この中で既に国や都が認定した計画があるかどうか、認定時期がいつか、明示してほしい。(文化庁)

← 整理して次回委員会で提示する。(事務局 JR)

<全体会・部会①・部会③終了後>

- 最後に文化財行政からコメントをもらう。(委員長)
  - ← 特に意見はない。(文化庁)
  - ← 特に意見はない。(東京都)
  - ← 本日、確認合意したことを踏まえ、港区教育委員会からの要望について、引き続き検討をお願いしたい。(港区)

## (5) 閉会

### 3 議事録

---

#### 3.1 議事録確認

##### (1) 開会

- (事務局京急) 第56回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 資料確認
  - ・ オンラインの案内
  - ・ 次第説明

##### (2) 議事録確認

- (事務局京急) 2つの議事録について修正等の指摘はあるか。修正等があれば委員会終了までに連絡をいただきたい。
- (事務局京急) 意見がなければ、議事録確認を終了する。

#### 3.2 全体会

##### (1) 開会

- (委員長) 先に次第(3)の議題から開始する。その後(2)に進める。

##### (2) 第54回高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】資料2補足説明

- (事務局 JR) 資料2について説明する。第54回委員会の全体会において提示した当社の見解について、(2)保護措置の部分で記載した「計画の見直しを含めた現地保存の検討」が、資料が多かったこともあり、少しわかりにくいというご指摘をいただいたので、検討のステップについて本日補足をさせてもらいたい。5街区、5・6街区間、6街区、6街区南部という当社の開発エリアにおける確認調査の結果で分かった高輪築堤の想定範囲を示すとともに、「国際交流拠点・品川」を実現するための各街区の建物や街区間の歩行者デッキ、物流、エネルギーなどのネットワーク機能、上位計画や法規制も踏まえたまちづくりの成立に必要な主な機能を改めて整理した。「計画の見直しを含めた現地保存の検討」のステップについて、5街区では築堤を避けた開発計画を検討したが、成立が困難であったため、築堤を地下で受け替えた場合と築堤を地上で跨いだパターンを検討した。しかし、いずれも現地保存は困難であるという検討結果であった。5・6街区間においても検討を実施したが、街区間デッキ、地下車路、設備洞道等の構造を変更することは困難という結果であった。6街区はそもそも敷地面積が狭隘であ

るため築堤を避けた開発計画の策定は困難であり、5街区のようなパターン検討は行わなかった。6街区南部については歩行者デッキの構造計画等を変更することで第8橋梁部北横仕切堤を含む範囲で現地保存が出来るよう計画を見直したことを報告した。

(委員長) 質問、意見はあるか。

(委員長) 第54回の補足説明であったが、4月の委員会で述べた通り、JRの見解に関して、そのまま了解するわけにはいかないということを改めてお伝えする。

(委員長) 他に何かなければ、次に進める。

### (3) 5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について

(委員長) 4月委員会のJR見解に対する委員の見解を取りまとめた資料1について説明する。基本的には3つの構成となっている。1つ目は文化財的価値及び保護措置について、これまでの委員見解と一貫性があるということ、2つ目は4月のJR見解の問題点を指摘したことがあり、3つ目はその問題点について説明を求めるという構成である。文化財的価値の評価については、対象が2・3街区から1～4街区、5・6街区に拡大したが、その内容は一貫している。国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」との関係については、鉄道遺構としての連続性があり一連のものである。今回5・6街区での確認調査や京急連立事業による記録保存調査での知見が加わったことにより、5・6街区の高輪築堤跡が国史跡と一連のものであり、国史跡にふさわしい文化財的価値を有していると評価できるようになったと考えている。1～4街区の委員見解における文化財的価値の判断基準について、「希少性」「連続性」「遺存度」「歴史的重層性」という観点を示した。この判断基準を踏まえて5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡は、1～4街区と同等の文化財的価値を有すると考えられる。高輪築堤の構造の多様性については、これまでの調査で山側の構造が異なっていることが明らかになっている。『「史跡旧新橋停車場及び高輪築堤跡」における保存活用計画書』にある史跡の本質的価値において、築堤構築時の工事作業の区画が存在し、盛土の構築方法が一様ではないことが指摘されており、構造の多様性が本質的な価値に関わるものであることが示されている。張り出し遺構については、4街区の信号機跡と類似しており、我が国最初期の信号機跡と推定されるきわめて希少性の高い遺構である。保護措置については、2021年4月21日の見解において、5・6街区については築堤の現地保存を考慮した開発計画を策定することを要望している。これを受けて、1～4街区と同様に計画見直しを含めた現地保存の検討を出発点とし、まちづくりと文化財のあり方について協議を開始したいと述べている。過去に、1～4街区におけ

る保護措置を協議していた懇談会で、上位計画の見直しを踏まえたゼロベースでの検討要望に対して JR が検討結果の報告を行っている。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の扱いとして、確認してすぐに記録保存とはならない。最初に現地保存が出来ないかを検討して、それが無理であるなら記録保存を行うというのが文化財行政における通常の取り扱いである。したがって、保護措置については開発計画をゼロベース、すなわち白紙にして現地保存を検討することを出発点とすることを要望した。確認調査については、表土に近い一列のみ残っていた海側石垣は一度外した石を後から貼り付けたのではないか、という質問に対して確認を行った。5・6街区の確認調査及び1～4街区の発掘調査の所見からは当該石垣を取り外して埋立の際に貼り付けたという痕跡は認められなかった。

(委員長)

質問、意見はあるか。

(JR)

委員の皆様におかれては、丁寧なご議論及び文書のご提示をいただき感謝申し上げます。鉄道事業者として先人の成果をリスペクトし、理解を深めたいという思いがあるが、委員の皆様のような専門的な知識が不足しているので本委員会を設置し、ご意見を頂戴している。専門性が高い文化財的な価値など、今まで通りご助言を頂く立場に変わりはない。委員のご見解は承るが、それを事業者としてどう理解し、対応すべきか、保存の検討や今後まちづくりの中での継承の取り組みなどの検討を進める中で、都度質問させて頂き、相談しながらできることを考えていきたい。当社が4月に出した見解についてもそのような考えに基づいており、超えるものではない。3月にご提示いただいた文書、また今回まとめて頂いた文書に関して、この場で何か異論を申し上げるものではなく、今後も委員からの見解を承りながら進めて議論の中で、ご教授をいただきながら進めていきたい。当社の見解は専門的ではなく、事業者の理解や受け止めについてやや大雑把な記載での文書となったため、今回のようなご指摘を頂いたのだと理解しており、具体的な内容を蔑ろにする意図はない。保護措置の検討という部分について、冒頭事務局から補足説明させて頂いたが、議論の出発点であり、今後具体的な検討していきたい。引き続きご助言をお願いします。1点だけ意見を言わせていただくと、周知の埋蔵文化財包蔵地の基本的な取り扱いとして、現地保存を検討して困難であれば記録保存を行うという流れは認識しているが、開発として非常に重要な土地であるので、できれば1～4街区で行ったように、景観形成や復元に取り組みについてもご理解をいただけるとありがたい。我々としては現地保存か否かということだけではなく、価値を理解したうえで、まちづくりと高輪築堤の保存・継承の両立に引き続き取り組んでいきたいと考えている。この説明をもって提示頂いた文書についての JR の対応という形で捉えてもらいたい。

- (老川委員) 4月の JR の見解は、撤回するという事で良いか。本日の文書を承認するというのであれば、4月の見解とは辻褄が合わないことになる。まちづくりを進めていく中で文化財の保存と継承を考えていくということであるが、それはまちづくりが優先されており、両立とは言わないのではないか。議論を先に進めていきたいというのは同意だが、後々の記録として2つの文書が存在し続けていくのは少々混乱する。文化財保護については、一般的な考え方（文化財保護法の精神）に則って進めていくべきである。何が何でも現地保存を主張しているわけではない。実際に具体的な検討をしていった場合、結果に差が無いかも知れないが、最初の考え方をしっかりとっておかないと禍根を残すことになるのではないか。
- (JR) 前回の文書の撤回について、委員から頂いたご意見やご見解に関しては従来からも議事の中で意見を述べてきている。文書については、委員からいただいたご意見を十分に理解し、内容を確認しながら進めていきたいということであり、撤回するものではない。開発が先か築堤が先かという話であるが、具体的な開発の絵については現時点で全く変えられないということはないが、事業者としてまちづくりを行うことが前提である。その中で文化財としての価値を理解し、保存・継承していくために専門家の委員から貴重なご意見をいただいているという認識である。まちづくりは大切だが、出土した高輪築堤も大切であり、だからこそ保存・継承に取り組んでいる。文化財行政における文化財の取り扱いを否定するわけではなく、それに加えて様々な取り組みを行っていることもご理解をいただきたいという主旨であった。まちづくりの中で可能であれば現地保存をする、それ以外は記録保存を丁寧かつ慎重に行う、移築すべきものをしっかりと検討すること、第7橋梁など現地保存をした箇所を公開するために一部復元の検討をすることなども現在まで行っている。それ以外にも記録保存した築堤の石を活用したランドスケープの整備などの取り組みも行っている。文化財行政の進め方に異を唱えているわけではない。
- (JRC) 確認調査に対する私の質問について見解をいただき感謝する。一列目の石の下に粘性土を確認したので、取り外されたのではないかと質問をした。1～4街区の調査による所見と今回の見解については理解した。
- (委員長) 指摘の通りで粘性の強い土で留めていることは認識しているが、それが構築時のものか貼り直したものなのかは、外してみないとわからない。
- (委員長) 文化財的価値については今回の委員見解で述べた。基本的にはこれを議論の出発点とするということで、事業者と委員双方の共通認識として良いか。

- (JR) 繰り返すが、出発点であり今後の検討の中で内容の確認や相談をさせて頂くことも含め、その認識である。
- (委員長) 保護措置については、開発計画をゼロベース、つまり白紙としてから現地保存を検討することを議論の出発点としたいということ述べた。これは1～4街区の通りである。こちら共共通認識として良いか。
- (JR) 以前から述べている通りゼロベース、白紙という言葉は誤解を生じさせるおそれがあり、適切な表現とは思わない。ただし真摯に現地保存の可能性を検討すること、また一度決めたまちづくり計画を全く変更しないという姿勢ではないことについてはこれまで述べている通りのスタンスであり、今まで通りに議論を進めていきたい。
- (委員長) これを今後の出発点としたい。今回の見解には JR の説明を求めることがあったが、今後 JR の説明は不要ということで進めたいが良いか。
- (委員一同) 異議なし。
- (委員長) 次回は保護措置の出発点を踏まえて保護措置に関する委員見解を出すことにしたい。
- (委員一同) 異議なし。
- (委員長) 議事録の公開は出来るだけ早くお願いしたい。「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議への本委員会資料の使用については、本委員会の議事録・資料の公開が行われたものについては、問題ないと考えている。
- (委員長) JR 資料については公開ができないものがあると思うが、JR の見解について、本文だけではわかりにくいいため、基本的には資料として明示してもらいたい。開発計画等、社内的に難しいということはあるかもしれないが、保存に関しては資料も出していただけるとわかりやすい。
- (JR) 「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議においては、本委員会の内容に関心が高く、その議論を踏まえた会議にしていくことが望ましい。公開・非公開の会議資料の扱いについては社内で検討して対応する。
- (委員長) 他に何かなければ、次に進める。

#### (4) その他

- (委員長) その他は何かあるか。
- (事務局 JR) 有識者検討会議を4月30日に開催した。その中で本委員会の資料や議論の共有について意見をいただいた。正式な議事録ではないため、口頭にて共有させていただく。
- (事務局 JR)
- ・今後5・6街区はいつ頃整理予定か教えてもらいたい。(有識者)
  - ・高輪築堤の調査報告は最終的に誰がどういうプロセスで、文化財の価値を最終判断することになるのか。(有識者)
  - ・国の史跡として指定しており、文化財的価値は既にあるので、今後

- は、まちづくりをどう共存させるかという議論になる。(オブザーバー)
- ・文化財として残す価値と開発により社会が益を得る価値がぶつかっていることが課題。代表的な部分を残すという考え方で進められている。開発区域内の約 30%が手つかずの状態が残るといえるが、何%残せば代表的な部分が残されたとなるのか。また、1～4街区の整理について、文化庁として良いと考えているのか確認したい。(有識者)
  - ・1～4街区では開発が決まった後で築堤が見つかった。5・6街区は計画が詳細には明らかになっておらず、1～4街区に比べて検討する時間や余地があるのではないかと認識。現実として、ここまでの整理内容で良かったものと考えている。(オブザーバー)
  - ・事業者は「長さ」で算出しているが、1街区や6街区では築堤全体幅が開発区域内に入っているわけではないので、残存率は「面積」として算出した方が正確と考えている。(オブザーバー)
  - ・「高輪築堤調査・保存等検討委員会」(以下「委員会」)では「検討にあたっては現地保存を出発点としたい」とのことだが、5・6街区で追加現地保存が必要かどうか、また今後の手順や結論がいつ頃になるのか。(有識者)
  - ・委員会の議論を待って本検討会議も判断すべき。行政が設置した委員会ではないとのことだが、誰が価値を判断するのか。どの程度残すかという大きな判断だが、「現地保存を前提とする」という時点で既に価値判断が入っている。行政の意見を伺いたい。(有識者)
  - ・事業者と委員会の両方の意見をもとに、価値判断を行いたい。(オブザーバー)
  - ・委員会の議論を踏まえることは本検討会議の前提。5・6街区の議論においても高輪築堤は一体のものとするべきであり、1～4街区の整理の前提で議論すべき。(有識者)
  - ・現地保存は大切だが、何が何でも現地保存ということは行き過ぎであり、委員会で議論してもらいたい。1～4街区で整理した時と同等の基準で判断すべきではないか。(有識者)
  - ・まちづくりと文化財の価値の両立が論点(オブザーバー)
  - ・委員会の文書では、前提とする現地保存の範囲が記されていない。5・6街区の全面保存を求めるのか、部分保存かという判断がこの先にあるものと理解。(有識者)
  - ・1～6街区は埋蔵文化財包蔵地に指定されており、これを基に委員会で議論している。そのため原則は現地保存を検討し、やむを得ない場合には記録保存とするのが埋蔵文化財の原則である。(オブザーバー)
  - ・1～4街区とは異なり、5・6街区は開発計画がない段階であり、開発計画を変更できるのではないかと考えている。(オブザーバー)
  - ・建物計画や都市計画があるかないかで文化財の保護基準が変わると

- いうことはどうなのか。文化財の本来の価値は不変なもの。(有識者)
- ・現状保存が第一で、保護基準が異なることはない。建築計画の有無で、保護が図れるのであれば協議を行う手順もあり得る。(オブザーバー)
  - ・現実的には「絵」が出てきているので、両立という考え方のもとに、これまでの経緯を踏まえて整理していく、ということだろう。(有識者)
  - ・計画に配慮して、現実的に現地保存ができるかどうかを考えざるを得ない。巨額の費用が発生するのであれば、事業者としては受け入れ難いだろう。委員会の文書にも「出発点」と記してあり、「終着点」ではない。プロジェクトの現実性のなかで着地点を検討し、総合的に判断しなければならない。(有識者)
  - ・委員会の文書の最新版を提示してもらいたい。(有識者)
  - ・4街区のように物としては失われていても、同じ場所にある工夫されたデザインは来場者には意味がある。記録保存をしたとしても、尊重しデザインした部分は築堤の手がかりを想起させるためには重要。それが5・6街区にも行えば、来訪者にとっては築堤の手がかりを想起できることになり、とても重要なこと。(有識者)
  - ・デザインは文化財の活用という意味において価値がある。5・6街区は中央を築堤が通るため、築堤を完全な形で現地保存することは開発を断念することに近いだろう。できる部分は残し、難しい部分は移築等も考えてもらいたい。移築のスペースがなければ部材を活用することも、文化財の活用として非常に価値がある。(有識者)
  - ・委員会で、開発と保存のせめぎあいの部分を議論するのは難しいのではないか。最終的に開発と保存の落としどころは行政と事業者の話し合いになるのではないか。(有識者)
  - ・3月27日のセレモニーにおいてJR東日本の社長が「文化財の保存を心がけてまちづくりを進めていきたい」と発言された。具体的なこととなると難しい部分はあるが、各会議体で様々な議論を重ねて事務局に受け止めてもらい、進めていきたい。(有識者)
  - ・5・6街区が1～4街区と分かれる議論になっているが、元々一体としてガイドラインを作成している。周辺では既に工事が進み、地下の駐車場やエネルギーのネットワークの計画もあり、1～4街区と5・6街区を切り離して考えることはできない。5・6街区に全く計画がないというのは誤解であり、全体として計画を進めてきた。(有識者)
  - ・委員会でも、結論は出ていない。1～4街区の延長ではなく、5・6街区は新たにスタートから議論したい、ということだと思う。(有識者)

(文化庁)

本日配られた資料2の補足資料について教えてもらいたい。まちづくりの成立に必要な主な機能とあるが、この中で既に国や都が認定した計画があるのか、その時期はいつなのか、改めて明示してもらいたい。

(事務局 JR) 取りまとめて次回委員会で提示する。

<全体会・部会①・部会③終了後>

(委員長) 最後に文化財行政からコメントをもらう。

(文化庁) 今日は特に意見はない。

(東京都) 今日は特に意見はない。今後も引き続き議論をお願いする。

(港区) 本日、確認合意したことを踏まえ、港区教育委員会からの要望について、引き続き検討をお願いしたい。

## (5) 閉会

(委員長) 他になければ全体会を閉会し、部会①に進める。

以 上